掛川市規則第20号

掛川市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年9月20日

掛川市長

(別紙)

掛川市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

掛川市建築基準法施行細則(平成19年掛川市規則第33号)の一部を次のように改正する。 第16条の次に次の1条を加える。

(建築物の敷地と道路との関係に関する特例の認定の申請)

第16条の2 法第43条第2項第1号の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2 第1項に規定する認定申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、市長に 提出しなければならない。

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
公図の写し		
付近見取図	2,500分の1又は 5,000分の1	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市 計画施設
土地利用現況図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況
配置図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	200分の1以上	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の 寸法
2面以上の立面図	200分の1以上	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ

## 附則

この規則は、平成30年9月25日から施行する。